

口座を開設されるお客さまへのお願い（法人）

近年、法人口座を悪用した犯罪の移転・隠ぺい事案や国際的なマネー・ローンダリング事案、海外への不正送金事案等が多発しており、金融機関には口座開設時の厳格化が求められております。

当行ではこうした金融犯罪を未然に防止するため、新たに法人口座の開設をご希望されるお客さまに対して、事業内容等の確認を行うため、下記の必要書類のご提出をお願いしております。

お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申上げます。

【ご用意いただく書類等】

・法人確認書類
履歴事項全部証明書（※1） 公的な本人確認書類（代表者） 公的な本人確認書類（ご来店者）（※1） 定款・規約・会則・実質的支配者リスト（※3）等
・事業内容の確認書類
業態に応じ、事業を行っておられることが確認できる書類をご用意ください。 お伺いした内容を踏まえ追加資料をお願いさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。 【事業確認書類の一例】 ○税金・公共料金の領収書（※1） ○各種許認可証（※1） ○賃貸借契約書（※1） 等
・その他
ご印鑑

（※1）原本をご提示下さい。確認資料は写しをとらせていただき、原本はお返しいたします。

（※2）書類に有効期間の定めがある場合は有効期間内のもの、定めがない場合は、6ヶ月以内に作成・発行されたもの又は提出時点で有効なもののご提示をお願いいたします。

（※3）実質的支配者とは議決権の25%超を直接または間接に保有する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。犯罪収益移転防止法に基づき、実質的支配者の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。実質的支配者リスト制度をご活用されているお客さまは実質的支配者リストのご提示も併せてお願いいたします。

【ご留意事項】

- 事業実態等の調査後に口座開設を行う取扱いとなり、お申込みから口座開設まで2週間程度のお時間をいただく場合がございます。
- 口座開設における目的、お取引の頻度、事業内容（取扱商品・サービス、取引先・商流、売上高、従業員数等）、役員・株主（出資者）等の住所・氏名・生年月日についてお尋ねさせていただくほか、事業所等の確認のために事業所への訪問をさせて頂くことがあります。その際に面談をお願いすることがございます。
- ご来店いただく取引担当者が当該法人の「取引の任」にあたっていることの確認をさせていただきます。当行制定の「委任状」を使用することが可能ですが、新規取引の場合、会社を代表する方へ確認をする場合がございます。
- 調査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
- なお、預金口座の第三者利用や第三者への譲渡は法令により禁じられています。お手続き後にこれらの事実が判明した場合、口座の利用停止や解約をさせていただく場合がございます。

以上